

## 令和5年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

|      |   |      |                        |
|------|---|------|------------------------|
| 施設名  | 津島屋公園運動広場   |      |                        |
| 管理者名 | 公益財団法人新潟市開発公社   | 指定期間 | 2019年4月1日 ~ 2024年3月31日 |
| 担当課  | 東区地域課   |      |                        |
| 所在地  | 新潟市東区津島屋6丁目   |      |                        |
| 根拠法令 | スポーツ基本法   |      |                        |
| 設置条例 | 新潟市都市公園条例   |      |                        |
| 施設概要 | 敷地面積 10,208㎡, 延床面積 8㎡<br>建物構造 木造(平屋建)<br>主な施設内容(構成施設の内容)<br>野球場 10,208㎡<br>管理棟 8㎡ |      |                        |

| 施設設置目的  |
|---|
| スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。  |
| 管理・運営に関する基本理念、方針等   |
| (1)新潟市体育施設条例並びに新潟市都市公園条例(以下「条例」という。)に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。<br>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、サービスの向上や平等利用を確保すること。<br>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。<br>(4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。<br>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。<br>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。<br>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。<br>(8)指定管理者制度を理解し、実践すること。<br>(9)本市施策の方向性(東区の健康増進施策の方向性である、メタボリックシンドロームの改善や運動の習慣化)に沿った自主事業の提案・実施に努めること |

| 視 点 | 評価項目               | 評価指標  | 実績  | 評価<br>※ | 評価コメント<br>※                              |
|-----|--------------------|---|---|---------|--|
| 市 民 | 広報の充実              | ホームページ等による情報提供更新月1回以上   | HPの随時更新<br>スタッフ通信の更新                              | B       | 適切に実施していた                                |
|     | 基準利用者数の達成          | 利用者数年間3,000人以上  | 1,184人  | C       | 新型コロナウイルスの影響を考慮した<br>推定年間利用者数<br>1,575人  |
|     | 各種サービス別満足度         | 施設管理に関する利用者アンケートで「満足」が60%以上   | アンケートによる満足度が100%                                  | A       | 満足度が目標値を<br>10ポイントを超えて<br>達成したことを評価      |
|     | 苦情・要望に対する対応        | ・苦情・要望には14営業日以内に回答<br>・苦情対応マニュアル整備                                  | 苦情・要望には迅速に対応                                      | B       | 苦情対応マニュアルは整備され、苦情・要望については必要に応じて適切に対応していた |
| 財 務 | 利用者一人当たりのコスト削減額    | 利用者1人あたりのコストを800円以下   | 2,228円  | C       | 新型コロナウイルスの影響を考慮した<br>推定コスト1,674円         |
|     | 管理運営経費削減への取り組み     | 省エネ及び環境に配慮した取り組みの実施   | グラウンド整備に必要な機材や薬品などの資材を中地区と共有                      | B       | 適切に実施していた                                |
|     | 市の歳入の増加            | 使用料収入(免除料金含む)が年間 230千円以上  | 146,000円(全部免除4,000円含む)                            | C       | 新型コロナウイルスの影響を考慮した<br>推定年間使用料収入188,865円   |
| 業 務 | 他施設との連携に関する理解      | 他施設と連携して実施する取組みを年4回以上実施   | ・全市宮野球場の大会利用調整<br>・館長会議で情報共有                      | B       | 適切に実施していた                                |
|     | 事業計画・事業報告の適切さ      | ・事業報告が分かりやすく、かつ正確である<br>・事業報告の締切厳守                                  | 適切に対応   | B       | 適切に実施していた                                |
|     | 安全責任者の配置と安全確保体制の確立 | ・危機管理マニュアルの職員周知<br>・防災訓練年2回以上実施                                     | ・危機管理マニュアルの整備・設置<br>・防火訓練2回実施                     | B       | 適切に実施していた                                |
|     | 事件・事故発生時の対応の適切さ    | ・利用者の安全確保のための対応が整理されている(避難の誘導や蘇生対応等)<br>・市の主管課及び警察・消防への連絡体制が整備されている | ・普通救命講習Ⅱを全員受講<br>・避難誘導訓練の実施<br>・緊急連絡網の整備          | B       | 適切に実施していた                                |
|     | 自己管理システム           | 事業報告書において、業務の自己点検と業務への反映についての具体的記載                                  | 利用状況分析報告書にて課題の抽出と改善案の提示                           | B       | 適切に実施していた                                |
|     | 事故防止の取組            | ・補償を伴う事故発生件数0件  | 発生無し  | B       | 事件、事故発生<br>の報告なし                         |
|     | 関係法令の遵守            | 個人情報保護、情報公開及びコンプライアンスに関する研修年1回以上                                    | 社内伝達方式による研修会を更新の都度実施                              | B       | 適切に実施していた                                |
|     | 業務基準書等に定める事項の遵守    | その他業務仕様書等に定める事項の遵守  | 業務基準書に定める事項を厳守                                    | B       | 適切に実施していた                                |
| 人 材 | 配置人員条件の充足          | 業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置  | 適切に対応   | B       | 適切に配置されていた                               |
|     | 配置人員のスキルの習得度       | 職員研修を年3回以上実施  | ・普通救命講習Ⅱ<br>・接遇研修<br>・作業機械講習<br>・グラウンド整備講習        | B       | 適切に実施していた                                |
|     | 労働基準の充足            | 労働関係法令の遵守   | ・庶務研修による労働時間管理の徹底<br>・衛生推進者の配置<br>・ハラスメント防止推進員の配置 | B       | 適切に実施していた                                |

**【評価基準】**

A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B:要求水準(評価指標)が達成されている

C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

**指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)**

利用者数は大会の割り当てによるところが大きいですが、これまで以上に安全安心して過ごせる工夫を施すとともに、新たな環境サービスを提供することにより、利用者数アップ及びアンケート満足度改善につなげていきたい。

**所管課による総合評価(所見)**

令和元年度から5年間の指定管理業務の5年目にあたる津島屋公園運動広場の指定管理業務は、基準書、業務計画書に基づき適切に管理運営されている。市と施設管理者及び区内施設間の情報共有も適切に行われており、指定管理者として良好だと評価できる。

今後も積極的な広報活動や利用者の多様なニーズに対応したサービスの提供を行い、大会等の予約状況との兼ね合いはあるが、利用者数及び顧客満足度の向上を図る取り組みがなされることを期待する。併せて、情報共有にあたっては、引き続き市との連携を密に図るよう努められたい。